

# 総合経済対策臨時特別給付金 (住民税均等割のみ課税世帯)のご案内

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、低所得世帯を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。

## 支給対象

令和5年12月1日(基準日)に田原本町に住民登録があり、  
令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯

## 給付金の支給額

1世帯あたり  
**10万円**

均等割のみ課税世帯のうち、  
世帯に18歳以下  
(平成17年4月2日生まれ以降)の  
児童がいる世帯については、

1世帯あたり

**5万円×対象児童の人数**  
(こども加算)

- 例1) 60歳、50歳、20歳の3人世帯  
→10万円を支給
- 例2) 40歳、35歳、10歳の3人世帯  
→15万円を支給
- 例3) 40歳、35歳、5歳、0歳の4人世帯  
→20万円を支給

- 同一世帯の扶養する児童1人につき5万円が加算されます。
- 基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童は、申請によりこども加算の対象となります。

※該当する場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

※本給付は差押禁止等及び非課税の対象となります。

受給には手続きが必要です

申請期限

令和6年5月31日(金)(必着)



## 支給手続き

対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書(または申請書)が届きます。

同封の記入例を参考に、確認書(または申請書)を完成させて返信用封筒にて返信してください。



- 確認書に支給口座の記載がある方は、口座の情報に誤りがないかご確認ください。
- 確認書の支給口座欄が空欄の方・申請書の方は、振込を希望する口座の情報を記入し、
  - ・通帳見開きやキャッシュカードのコピー
  - ・本人確認書類のコピーを添付してください。
- 令和5年1月1日時点で田原本町に住民票がなかった方は、令和5年1月1日時点の住所地で取得した課税(非課税)証明書のコピーを添付してください。(申請書の場合)

その他、確認事項にチェックしているか、必要な書類がすべて揃っているかを確認して、役場へ提出してください。

### <注意>

次の場合は給付対象外となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

- 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
- 令和5年6月以降に、令和5年度の市町村民税に係る修正申告を行い、市町村民税所得割が課税となった人がいる世帯
- 世帯の全員が、住民税均等割課税者に扶養されている世帯
- 既に他市町村等で同様の給付金を受け取られた世帯

## 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を町が受理した日から約2週間後が目安です。



臨時特別給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**に  
ご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

田原本町臨時特別給付金事業実施本部

 **0744-47-4007**

受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)